

矢板市ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した地域活性化
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した地域活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市において地域活性化に資する活動及び地域課題の解決に資する活動を行う個人及び法人その他の団体に対し、当該活動に対するふるさと納税型クラウドファンディングにより受けた寄附金を原資とする補助金を交付し、活動を後押しすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税型クラウドファンディング ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金をいう。）の制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) ポータルサイト ふるさと納税による寄附の申込みを行うことを目的として、インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人、法人及びその他の団体の代表者にあつては、市税を滞納していないこと。
- (2) 政治又は宗教に関することを目的としていないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号。）に規定する暴力団、及び暴力団員や暴力団員等、並びに暴力団と密接な関係がないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、次に掲げる事業であつて、矢板市ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した地域活性化事業審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が適当と認めた事業とする。

- (1) 矢板市総合戦略に掲げる領域ビジョンに沿い、地域活性化に資する活動及び地域課題の解決に効果が見込まれるもの
- (2) 主として市内において実施されるもの
- (3) クラウドファンディングによる寄附金の目標額が50万円以上の事業
- (4) イベントの実施においては、5,000人以上の集客が見込めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が交付する他の補助金の交付を受ける場合においては、補助対象経費のうち、当該補助金の補助の対象となる部分については、本補助金の補助対象経費としない。

3 前項の規定にかかわらず、市が交付する他の補助金の交付を受ける場合においては、当初の事業計画を拡充した部分に相当する経費に限り、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、その補助対象事業について市がふるさと納税型クラウドファンディングにより受けた寄附金の額からその募集に要する経費に相当する額を控除した額を上限とする。

(補助事業への申込)

第8条 補助対象者は、補助事業の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の承認)

第9条 市長は、前条の書類を受理し、その内容を審査会にて審査の上、補助事業の適否を決定し、矢板市ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した地域活性化事業承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(寄附の募集)

第10条 市長は、承認事業について、矢板市が登録しているふるさと納税型クラウドファンディングに係るポータルサイトに掲載し、一定期間、資金提供者からの寄附を募るものとする。

2 前項に規定するふるさと納税型クラウドファンディングの募集期間が満了又は寄附目標額に達し、寄附金額が確定したときは、矢板市ふるさと納税型クラウ

ドファンディングを活用した地域活性化事業寄附金額確定通知書（別記様式第5号）により補助事業承認者（以下「補助事業者」という。）にその額を通知しなければならない。

（交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第2項の規定による寄附金額の通知受領後に、補助金交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第12条 市長は、前条の書類を受理し、その内容を審査のうえ適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により通知し、補助金の交付の決定をするものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に補助金の交付を請求しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第14条 補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、事業終了後30日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第10号）

(2) 収支決算書（別記様式第11号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業について次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に応じなかったとき。

（補助金の返還）

第17条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、市長の命令があったときは、市長の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前2項により返還された補助金については、矢板市ふるさと納税基金に充当す

るものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料等
保険料	損害保険料、ボランティア保険等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA機器等の使用料等
設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
広告料	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市長が特に必要と認める経費